

新型コロナウイルス感染拡大の防止と併せて雇用と事業の維持・継続を図るとともに、デジタル化をはじめとするポストコロナに向けた経済構造の転換と地域における民需主導の好循環を実現し、地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を増額する（あわせて地方における感染拡大に臨機応変に対応できるよう即時対応分を新設）。

**1. 補正予算計上額** 1.5兆円（うち地方単独分 1.0兆円、即時対応分 0.2兆円）

**2. 所管** 内閣府（地方創生推進室） ただし、各府省に移し替えて執行

### 3. 交付対象等

(1) 交付対象 : 実施計画を策定する地方公共団体（都道府県・市町村）

(2) 交付方法 : コロナ対応にかかる国庫補助事業の地方負担と地方単独事業のそれぞれの所要経費に対し、交付限度額を上限として交付金を交付。

即時対応分は、営業時間短縮要請等に係る協力金等の支払に対して交付※。

(3) 交付限度額 : ① 感染症対応分（0.5兆円）

（地方単独事業分） 人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき算定

② 地域経済対応分（0.5兆円）

人口、年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき算定

※協力要請推進枠の地方負担分が一定額を上回る地方公共団体については、「即時対応分」を活用して追加的に支援。

### 4. 使途（即時対応分を除く）

地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに実施する以下のような取組に充当。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応
- ・ ポストコロナに向けた経済構造の転換・地域における民需主導の好循環の実現に向けた対応

※中小企業への支援や雇用の創出に資する事業等について、国の施策を補完する地方公共団体独自の措置にも積極的に活用。

# 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (令和2年度第三次補正予算・協力要請推進枠等について)

## ○ 令和2年度第三次補正 (1兆5,000億円)

地方単独事業分 1兆円		③即時対応分 (協力金) 2,000億円	三次補正に計上された 各省補助事業の補助裏分 3,000億円
① 感染症対応分 5,000億円	② 地域経済対応分 5,000億円		

## ○ 協力要請推進枠等\* (飲食店関係) 【6/23現在】

### 【国負担分】

対象店舗数 (A) × 協力金の額 (B) × **80%** (C)

[協力金の額 (B)]

#### 【休業要請等に応じた飲食店】

- 緊急事態措置を実施すべき区域 (休業要請 (酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店) 又は時短要請20時まで) まん延防止等重点措置の措置区域 (時短要請20時まで)
  - … [中小企業] 売上高の40% (3万円/日 (注1) ~10万円/日)
  - (注1) 4/25からの緊急事態宣言の期間において、緊急事態措置を実施すべき区域については、緊急事態宣言解除まで4万円/日。
  - [大企業・希望する中小企業] 売上高減少額の40% (最大20万円/日)

#### ○ 上記以外の地域 (注2)

- … [中小企業] 売上高の30% (2.5万円/日~7.5万円/日)
- [大企業・希望する中小企業] 売上高減少額の40% (最大20万円/日) } (時短要請21時まで)
- 2万円/日 (時短要請21時より遅い時間まで)
- (注2) 各都道府県の判断で、規模別協力金に変えて、2万円/日とすることは可能。

地方負担分 (20%) については、

- ・ 配分された地方単独事業分からの充当が可能
- ・ 地方負担分が、配分された地方単独事業分の①感染症対応分を上回る場合には、当面、その上回る額の95%を、協力金の支払い状況に応じて交付

※令和2年度第二次・第三次補正、予備費による  
これまでの措置額の合計 3兆6,292億円

- 500億円 (令和2年度第二次補正2兆円のうち感染拡大等に備えて留保していた分)
- 2,169億円 (新型コロナウイルス感染症対策予備費による令和2年12月25日追加分)
- 7,418億円 (新型コロナウイルス感染症対策予備費による令和3年1月15日追加分)
- 2,000億円 (令和2年度第三次補正1.5兆円のうちの③即時対応分)
- 8,802億円 (新型コロナウイルス感染症対策予備費による令和3年2月9日追加分)
- 1兆5,403億円 (新型コロナウイルス感染症対策予備費による令和3年3月23日追加分)